

## 「知的財産推進計画 2017」の策定に向けた意見

### ○ イノベーション促進に向けた権利制限規定等について

- ・ 柔軟な権利制限規定については、「居直り侵害」「思い込み侵害」を助長する可能性があることや、個別の権利制限規定で定められている利用上の制約や人権・プライバシーなどに配慮して報道機関が適宜慎重に取扱いを行っているものが、その意に反して利用されることが強く懸念され、この点は、さる2月13日に文化審議会著作権分科会の法制・基本問題小委員会ワーキングチームが取りまとめた「報告書」も、制度化に際して留意すべき事項として言及している。
- ・ 規定を導入する場合には、上記のような懸念が払拭されるよう、関係権利者の意見を十分に踏まえ必要な措置を講じるよう要望する。

### ○ 権利処理の円滑化に向けた集中管理の促進

- ・ 音楽著作物の分野においては複数の著作権管理事業者が支分権ごとに管理しているため、膨大な権利処理実務が生じ、コンテンツの流通を阻害しかねない。利用の円滑化を図るために、幅広く音楽著作物を集中管理し、権利情報を集約する組織を設置するなど、適切な対策を講じるよう要望する。

### ○ クリエーターや権利者への適切な対価還元について

- ・ デジタル化技術やインターネット技術等の進展・普及に伴い、放送番組等のコンテンツを利用してメーカーや利用者は利益・利便性を得ている一方で、著作物等の享受を容易に可能とする複製等の実態があるにもかかわらず、コンテンツのクリエイターや権利者には適切な対価還元が行われていない。早急に、実態として機能していない現行の私的録画補償金制度を建て直すこと、または新たな制度を創設することを要望する。

### ○ コンテンツの海外展開の推進について

- ・ コンテンツの海外展開においては、「放送コンテンツ海外展開促進機構（BEAJ）」「国際ドラマフェスティバル in TOKYO」等を活用した省庁横断的なオールジャパンでの取り組みを一層強化するとともに、これらの組織などで実施されている一定の成果を有する海外展開事業については、中長期的ビジョンをもって継続的に実施可能とする政策的・財政的支援を要望する。
- ・ コンテンツの海外展開における他国との制度的・文化的側面における障壁について、国家間での解決に向けた施策の推進を要望する。

## ○ 放送コンテンツ等の違法配信への対応について

- ・ 国内サイトにおける放送コンテンツ等の違法配信については、巧妙化・悪質化するアップローダーの摘発を一層強化するとともに、プロバイダの積極的な協力を得るため、現行の法的責任範囲の再検討やプロバイダにも一定の対応を行う義務を課すなど、被害者（権利者）に過度の負荷がかからない仕組みの構築を要望する。また、いわゆるリーチサイトや知財侵害サイトへのオンライン広告への対応等についても、引き続き検討のうえ、違法配信の抑止に有効な方策を講じることを要望する。
- ・ 海外のサーバーやウェブサイトから日本に向けた違法配信については、日本の放送局等が行う配信事業にとって大きな障害となっているが、これらの違法配信を行うアップローダーの摘発のために必要な発信者情報等について、現状では十分に得られないことが多い。サイトの違法配信の発信国（サイト運営者の国籍もしくはサーバー設置国）との間で国レベルでの解決策を検討するなど、正規の配信事業者が公正な条件の下で海外サイトと競争できる環境を整備することを要望する。

## ○ W I P O 「放送機関の保護に関する条約」への対応について

- ・ 現在、世界知的所有権機関（W I P O）で検討されている「放送機関の保護に関する条約」は、国境を越えた放送コンテンツの違法配信対策にも有効となりうることから、国としてW I P Oにおける議論の状況を的確に見定めたいと、早期成立に向けて積極的に活動することを要望する。

## ○ アーカイブの利活用について

- ・ 放送分野のアーカイブの利活用の促進や他のアーカイブとの連携については、人権・プライバシーなどに配慮して、報道機関が適宜慎重に取扱いを行っているものがあることに留意し、放送事業者および関係権利者の意見を十分に踏まえ、慎重に検討することを要望する。

以 上